

○大和町移住支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏(埼玉県, 千葉県, 東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から大和町へ移住する者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等については、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領(以下「県実施要領」という。)及び大和町補助金等交付規則(昭和59年大和町規則第6号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金額)

第2条 補助金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

- (1) 世帯での移住の場合 1,000,000円
- (2) 単身での移住の場合 600,000円
- (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算 1,000,000円
(18歳未満の世帯員一人につき)

(対象者要件)

第3条 補助金の対象となる者は、申請時において、次の第1号から第8号までのいずれの要件にも該当し、世帯の申請をする場合にあっては第9号の要件も満たす者とし、18歳未満の世帯員の加算を申請する場合は第10号の要件を満たす者とする。

- (1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)に該当すること。
- (2) 県実施要領第5の1(1)②(ア)及び⑤による申請の場合は、平成31年4月1日以降に大和町に転入し、補助金の申請時において、大和町内に住所を有すること。
また、②(イ)及び③による申請の場合は、令和3年4月1日以降に転入し、支援金の申請時において、大和町内に住所を有すること。
- (3) 補助金の申請時において、転入1年以内であること。
- (4) 大和町に補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) 県実施要領第5の1(1)の②、③及び⑤のいずれかに該当すること。
- (8) その他大和町及び宮城県が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (9) 世帯の申請をする場合にあっては、県実施要領第5の1(1)①(エ)に該当すること。
- (10) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合にあっては、県実施要領第5の1

(1) ① (オ) に該当すること。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、転入後1年以内に、次の各号に定める書類を、町長に提出しなければならない。

(1) 全員が提出必須の書類

ア) 大和町移住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)

イ) 申請者の写真付き身分証明書の写し

ウ) 申請者の移住元の住民票の除票の写し

エ) 申請者の補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類

ア) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

ア) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)

(4) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類

ア) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

イ) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(5) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

ア) 申請者と同居する移住者の移住元の住民票の除票の写し

(6) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合に必要な書類

ア) 移住元の住民票の除票の写し(ただし転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し)

(7) 就職に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類

ア) 就業先企業等の就業証明書(様式第2号)

(8) テレワークに関する要件の申請者のみ提出が必要な書類

ア) 就業先企業等の就業証明書 ※テレワーク用(様式第3号)

(9) 移住支援事業補助金(起業の場合)申請者のみ提出が必要な書類

ア) 起業支援金の交付決定通知書

(10) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 町長は、第4条の規定による申請に基づき、交付の可否を決定したときは大和町移住支援事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第6条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに、大和町移住支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）全員が提出必須の書類

ア）交付決定者の住民票の写し

（2）世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

ア）交付決定者と同居する移住者の住民票の写し

（3）前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、第1項の規定による実績報告書を受領したときは、当該報告内容の審査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、その旨を大和町移住支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第7条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、大和町移住支援事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合は、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

3 交付は原則として、預金口座への振込によるものとする。

（要件確認の届出）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して、5年目の日の属する年度又は補助要件に該当しない事由が生じた場合は随時、大和町移住支援事業補助金の交付の要件を確認する届出（様式第8号）に、次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）全員が提出必須の書類

ア）交付決定者の住民票の写し

（2）世帯向けの金額を申請した場合に必要な書類

ア）交付決定者と同居する移住者の住民票の写し

（3）就職に関する要件の交付者のみ提出が必要な書類

ア）就業先企業等の就業証明書（様式第2号）

（4）テレワークに関する要件の交付者のみ提出が必要な書類

ア）就業先企業等の就業証明書 ※テレワーク用（様式第3号）

（5）移住支援事業補助金（起業の場合）交付者のみ提出が必要な書類

ア）個人事業等の納税証明書等

（6）その他町長が必要と認める書類

（交付の決定の取り消し及び補助金の返還）

第9条 町長は、第5条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者が、次の第1号から第5号までのいずれかに該当するときは補助金の全額の交付を、第6号に該当するときは補助金の半額の交付を取消し、期限を定めて返還を命じ、大和町移住

支援事業補助金取消・返還通知書（様式第9号）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

- （1）虚偽の申請等をした場合
- （2）町長の求めに応じ必要な事項の届出，報告及び立入調査等に応じない場合
- （3）補助金の申請日から3年未満に宮城県外に転出した場合
- （4）補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさず職を辞した場合
- （5）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- （6）補助金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合

2 補助金の交付を受けた者は，前項の通知を受けた場合は，町長の指示に従い速やかに補助金を返還しなければならない。

（補助金の返還免除）

第10条 町長は，第9条の規定により補助金を返還しなければならない交付決定者が，次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の全部の返還を免除することができる。

- （1）就業先の企業等が倒産したとき
- （2）精神又は身体に著しい障害が発生したとき
- （3）災害その他やむを得ない事由が生じたことを町長が認めるとき

2 前項の規定により，補助金の返還免除を希望する者は，大和町移住支援事業補助金返還免除申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は，前項の規定による申請があったときは，その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い，その結果を大和町移住支援事業補助金返還免除可否決定通知書（様式第11号）により補助金免除申請者に通知するものとする。

（住所変更の届出）

第11条 補助金の申請日から5年以内に他の市町村へ転出するときは，宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び大和町移住支援事業に係る住所変更届出（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（立入検査等）

第12条 町長は，本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため，補助金の交付を受けた者に対し，必要な事項の報告を求め，又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

（書類の保管）

第13条 補助金の交付を受けた者は，この事業に係る書類等を事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。